

会 議 の 経 過

開 会 午前 10 時 00 分

平成 25 年 7 月 29 日

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成 25 年第 2 回平泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

議員、畠山寛二君は、去る 6 月 21 日、逝去されました。誠に痛恨の極みであります。

弔意を表すため、佐藤孝悟議員から発言を求められておりますので、発言を許します。

11 番、佐藤孝悟議員。

11 番（佐藤孝悟君）

ただいま議長からご報告のありましたとおり、畠山寛二議員は去る 6 月 21 日、午前 8 時 40 分、急性心臓死により 71 歳の生涯を閉じられました。誠に痛惜の念に堪えません。

私はここに、先輩・同僚議員のご同意をいただき、議会を代表し、哀悼の言葉を申し上げます。

畠山寛二さんは、昭和 17 年 3 月、平泉町長島、菊地武氏の次男として生を受けられ、町立長島中学校を卒業のあと農家である家業を手伝う傍ら、一関第一高等学校舞川分校定時制を昭和 36 年 3 月に卒業されました。その後、2 年ほど東京で働いておりましたが、昭和 38 年 3 月、国鉄釜石機関区に機関助手として勤務、同年 5 月に本採用となったのであります。その後、機関助手、機関運転手として長年にわたり勤務され、昭和 48 年 9 月から新幹線総局東京運転事務所東京支所に運転手として配属され、東海道新幹線の運転士としての勤務が始まったのであります。昭和 61 年 9 月、新幹線総局長から鉄道功労賞を、昭和 63 年 10 月には東日本旅客鉄道株式会社社長から鉄道功労賞を授賞され、その活躍が偲ばれます。

平成 6 年 2 月からは J R 東日本小牛田運輸区運転総括助役となり勤務されておりましたが、定年を迎える時期となり、長年平泉を離れていたことから、何か一つでも地元に残りたいという思いがあり、平成 8 年 4 月の町議会選挙に立候補し当選されたのであります。そして、その後、平成 8 年 4 月の初当選から逝去されるまで、地域の方々の人望も厚く、連続 5 回の当選を果たしました。その間、5 期 17 年、束稲産業開発組合議会議員、両磐地区消防組合議会議員、教育民生常任委員長など歴任、5 期目当選の昨年からは北上川治水調査特別委員会委員長、そして議会運営の総元締めである議会運営委員会委員長として議会運営のまとめ役を果たしていただきました。

先にも述べましたとおり、何か地元のために残りたいというあなたの一番の思いでありました。折しも、小島神社宮司畠山巳千夫氏から、何とか和太鼓の組織をつくりたいと相談を受け、知人、友人を奔走し、また、実行委員長として積極的にかかわり、平成 9 年 10 月には和太鼓一式をそろえ、山王太鼓の会を発足させたのであります。現在では、お祭りや行事ごとに招聘され

る立派な山王太鼓に成長いたしました。

また、平泉歩こう会の発足にも大きな功績を残しました。平成11年、その頃、世の中では健康志向が高まり、歩くことが健康のために一番いいとのことから、平成11年4月に平泉歩こう会を発足させたのであります。そして、初代会長として積極的に例会を開催し、また、岩手県歩こう会の副会長なども務め、会の育成にご尽力されたのであります。現在のIBCラジオウォークやめんこいテレビによる歴史ウォークの原型であります。特にも、平泉の観光は寺社仏閣とそれを取り巻く自然景観が主体であり、歩くという概念は古都平泉の観光にはまさに当を得た所業でありました。

そのほかにも、地域のため、郷土平泉のためにと数多くの事柄に積極的に取り組んで参りました。初詣への振る舞い餅もその一つであります。世界遺産登録を目指し、鉄道OB会が中心となり地域の団体をも巻き込んで、元朝に平泉駅前でもちつきを行い、初詣客に歓迎の餅を振る舞いました。そして、その寄附金は世界遺産登録基金の一部となりました。

農業振興では、大型ほ場整備にかかわり、アグリ平泉の発足、そしてその支え役として本当に身を粉にし、疲れを感じさせない活発さで元気いっぱい駆け回ったのが印象的であります。

今まで私は、あなたの辺幅を飾らないお人柄について申し上げて参りましたが、常に地域のことを一番に考え、何事も徹底せざればやまざるの気魄を内に込め邁進する方でありました。志し半ばで逝去され、あなたの無念のご遺志については、私たちが必ずや引き継ぐことをお誓い申し上げます。

ついこの間まであなたが着席しておられました議席には生花が飾られております。本当に惜しい方を亡くし、改めて痛感しておるところでございます。ましてや、最愛の夫を亡くした幸子夫人をはじめ、ご家族の方々の悲嘆さはいかばかりかと存じ上げ、お慰めの言葉もありません。

本日、ご遺族の方々においでいただいておりますが、今後ともあなたのご遺志を体し、その偉業を継いで参られることであろうと信じて疑いません。

去る6月25日、満福寺で執り行いましたご葬儀には、町民をはじめ正副議長、同僚議員、町長、町幹部職員、各界あまねく参列し、式場内ではいくつもの弔辞が読み上げられ、改めてあなたのご遺徳のほどが偲ばれたものであります。逝きてなお我々に多くのことを示唆してくれる畠山寛二さんの生前のご功績を讃え、その人となりをお憶い、ここに哀悼の言葉を連ね、満堂の皆さんと共に心からなるご冥福をお祈りしてお別れを告げたいと存じます。

平成25年7月29日、平泉町議会副議長、佐藤孝悟。

議長（青木幸保君）

故畠山寛二君のご冥福を祈るため黙祷を捧げたいと思います。

一同ご起立願います。

黙祷。

（黙 祷）

議長（青木幸保君）

黙祷終わります。

ご着席願います。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

議長（青木幸保君）

それでは、再開をいたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出された議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、本臨時会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議長（青木幸保君）

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長（青木幸保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、4番、寺崎敏子議員、5番、高橋幸喜議員を指名します。

議長（青木幸保君）

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日 1 日限りと決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第 3、議案第 36 号から日程第 5、議案第 38 号まで、条例案件 3 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、議案第 36 号から議案第 38 号までの条例案件 3 件につきまして、それぞれ提案理由をご説明を申し上げます。

議案書 1 ページをお開き願います。

議案第 36 号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、町長及び副町長の給料月額の減額を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、2 ページをお開き願います。

議案第 37 号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、教育長の給料月額の減額を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

続きまして、3 ページをお開き願います。

議案第 38 号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、一般職の職員の給料の減額を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議 長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

議案第 36 号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案第36号の補足説明をさせていただきます。

その前に、議案の補足説明する前に、この度の特別職、教育長、一般職員の給与削減を実施するに至った経緯を簡単にご説明させていただきます。

平成25年2月28日に総務大臣から、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があり、これを踏まえ国では、地方財政計画において地方公務員給与費の削減を行い、それに相当する普通交付税が減額されたところがございます。このことに伴いまして、本来、住民サービスに充当すべき財源の不足が生じますことから、その財源を確保するための苦渋の方法として給与費の削減を選択し、職員組合との交渉を重ね、今般、妥結を見ましたことから関連条例の改正につきましてお願いするものがございます。なお、給与費削減に伴う予算の活用につきましては、防災、減災及び地域の活性化を図るための事業に活用させていただくこととし、具体的な事業費への充当につきましては、今後の補正予算に計上したいということで考えているところでございます。

それでは、議案第36号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

参考資料の1ページの上段にございます議案第36号新旧対照表で説明をさせていただきます。

町長、副町長の給料月額の減額を行おうとするもので、町長については7.5%、副町長については7.7%の削減を行うこととし、附則第13項のあとに第14項として、「町長及び副町長に支給する給料は、平成25年8月から平成26年3月の間、第3条第1項の規定にかかわらず、町長にあつては月額63万2,700円に、副町長にあつては月額52万1,800円とする。ただし、第3条第2項に規定する期末手当の額については、同条第1項に規定する額とする。」を加えようとするものがございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成25年8月1日から施行しようとするものがございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第36号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関す

る条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

議案第37号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第37号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

参考資料の1ページの中段でございます。

議案第37号新旧対照表で説明をさせていただきます。

教育長の給料月額を減額を行おうとするもので、7%の削減を行うこととし、附則第11項の後ろに第12項として、「教育長に支給する給料は、平成25年8月から平成26年3月までの間、第2条の規定にかかわらず、月額50万4,100円とする。ただし、第3条第1項に規定する期末手当の額については、第2条に規定する額に基づき定められた額とする。」を加えようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成25年8月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

教育長の給与の削減については理解しているのですが、この勤務時間等に関する条例ということは、この勤務時間というところの説明をもう少し詳しくお話しいただければと思うのですが。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

ただいまの質問でございますけれども、これは条例の名称でございます、この条例の中には教育長の勤務時間等の規定も含まれているというようなことで条例自体の名称を示したものでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第37号、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

次に、議案第38号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第38号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

参考資料の1ページ、下段及び裏にございます議案第38号新旧対照表で説明をさせていただきます。

一般職の職員の給料を減額しようとするもので、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の附則第21項の後ろに、附則第22項として次の1項を加えようとするものでございます。「平成25年8月から平成26年3月までの間における職員の給料月額は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる給料月額に平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額から、次の

表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、第2条に規定する給与の額、第8条に規定する給料の調整額及び第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額については、第4条及び第5条の規定に基づき定められた額とする。」。

次に、表でございますけれども、減額する割合についてでございますが、区分欄の行政職給料表1級及び2級に適用される職員については100分の3.4と、行政職給料表3級から5級に適用される職員については100分の5.6と、行政職給料表6級に適用される職員については、100分の6.8としようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成25年8月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

町当局と組合と妥結したということでもありますから、私はこの原則的な話し合いというのは尊重していいのではないのかというように思います。ただ、公務員の賃金が決定される中で、歴代のその歴史の中で最悪の事態なのですね。法律を適用しないで人事院勧告を、要するに人事院勧告そのものが国家公務員法で決まっているのですね、人事院を置くと。そして、地方公務員は県の人事委員会に委任だというような格好になっています。その結果が全然出ないで、即国会で決めるというような形が出たというのは、法律で働いている公務員がこんなことで耐えられるのかどうかということが第1点、ちょっとその辺を町長の見解をお聞きしたいと思います。

それから、今後、人事院がこのような形で、人事院をそっちにおいて、外においてですね、国会で全て決めるというような形になった場合に人事院はどうなるのかと、国家公務員法の改正が出てくるのかどうかですね、その辺のところを知っているところでお答えを願えればと思います。いずれ、人事院の勧告が出ないわけですから、出ない時点でこのような形になったというのは、本当に歴代の内閣でもないのではないのか、初めてのケースではないかと思うのですが、かなり歴史に残る賃金引下げではないのかというような気がします。

それから、もう1点は、もちろん、国家公務員、地方公務員と共に労働基本権というのが剥奪されているわけですね。その代償として人事院が出てきたという、そういう経過があるわけですから、その辺のいきさつがどのようになるのか、ちょっと見解をお聞きしておきたいというように思います。

それから、先程、総務企画課長から総務大臣の要請だというようなことでありますが、要請の割にはかなり、もう脅迫状みたいな要請なのですね。言葉だけ要請なんてやさしい言葉を使っていますが、この文面を見てみると、とにかく国家公務員を引下げたのだから地方公務員もそれに

ならえということですし、国家公務員のそれを復興財源に当てると言っています。復興財源を、今問題になっているのは、復興財源と言いながらいろんなところに使われて問題になっている。それに国家公務員のそういう財源、地方公務員の財源が使われるのかと思うと本当にザラザラとするような気がします、その辺の使い道がどのようになるのかですね。要請とは言いながら脅迫状ではないのかというような気がします、その辺の観点を町長の見解をお聞きしたいというように思います。これは県議会でも問題になって、いわゆる地方自治団体への介入ではないのかというようなことを、いわゆる地方自治の根幹を侵害するものだというので、45人いるのですね、県会議員は。35対10で可決になったという、10反対になっているのです。ですから、そういう面で、やはりこれは問題点のある議案だというように思うわけであり。その辺のところをどのように町長は考えるのか。地方自治がどのようになるのか、6月30日の岩手日報の社説でも、地方自治はどうなるのかといったような社説を挙げておられますが、その辺のところを国、地方どっちでも検証する必要があるのだといったようなことを挙げておられますが、まさにそういう地方自治の危機の状態になっているのではないのかと、その辺のところをどのように町長は考えているのかですね、お聞きしたいと思います。

それから、もう1点、一関でない、横浜ですか、横浜でもちょっと問題になったのですが、いわゆる仙台市は最初からもう提案しないという、もうこれはやらないということで決まっていますね。盛岡市議会でもちょっと委員会で可決したが、本会議で通過というような、そんなちょっとわけ分からないような格好にもなっておるようですが、いずれ全国でこれを拒否しているところがどのくらいあるのか、調べているのかどうか、岩手県のあれがどのようになっているのか、これは日報には挙がっておりますから、6月30日の日報には社説にも挙がっておりますから、その後、どうなっているのか、大体全体的には拒否は10%ぐらい拒否だと、半分ぐらい通過して、半分ぐらいはまだ未定だというような報道はあるわけですが、その辺のところの、もうちょっと進んでいますから、もう1カ月ぐらい進んでいますから、その辺のところはどうなっているのか。仙台市みたいなところがあるし、議会で否決したところも全国的にはいくつかあるのです。ですから、そういったようなところがあるのかどうかですね。それらをちょっとお聞きしておきたいというように思います。

最後に、町も組合も苦渋の決定だと、こういったようなことを発表しているわけですが、こんな、先程言ったように地方自治に介入してきているというような不条理なことが堂々で行われるということが再びあっては困るわけですから、それぞれの市町村会なり市長会なり町村会なり、みんな抗議しているようですが、それらの抗議の状況などはどのようになっているのか。新聞報道では総務省とは1回ぐらいしか対談していないというようなことで、一体1回ぐらいで理解できるのかどうかですね、80%は反対だと言っているわけですから、その辺のところ、ただ、交付税、実質的な玉で減らされるものですから、実弾で減らされるものですから、どうにもならないということで苦渋の選択だという話なのだと思いますけれども、その辺のところ、またもしこんなことが簡単にやられるようだと、公務員の賃金なんていうのは本当に吹けば飛ぶような形になってしまうと思うのですよね。いくらでも下げられると、もう議会多数ですからね、もう議会

で決まれば決まるのだということになると、もういくらでも下げられると。ちょっと民間より高いのではないかと思っただけで減らされるというような、そんなことが起きないようにするために人事院勧告というのがあるのですよね。それらが皆なしになったらどうなるのかといったようなところも心配があるわけですが、二度とないように嚴重な抗議をすべきだと思いますけれども、その辺のところはどのように考えていますか。

それらの点、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今回の人件費の削減というのは、議員おっしゃるとおり、今までに経験したことのない、私も約40年公務員をしてきておりますが、経験のない事態になったというのが遺憾に思っているところでございます。

地方公務員の給与については、人事院勧告、そして岩手県の人事委員会のそれぞれの勧告に基づいて、それを尊重しながら公務員の役場の職員の給与についてはそれぞれ条例で定めてきているということでございまして、これにつきましては私自身も堅持をするというふうな形で職員組合との交渉は行ってきておりますし、これについても今後も今までどおり進めて参りたいという思いでいるところでございます。

労働基本権の代償ということで、今後の心配という部分がお話しをされました。私も公務員の給与というのは今申し上げましたとおり、民間の給与ベースをきちんと調査をして、それに基づいた給与というものを人事院がそれぞれ決定をしてきているということですので、それに国が介入するということが自体が今回の大きな問題点だというふうに考えております。今回、東日本大震災ということがあって、その財源の捻出というふうなお話をされておりますが、これは理解の仕方によっては、毎年ですね、毎年何か起きればそれに充当するために国家公務員の給与はじめ、それに準じて地方公務員もしなければいけないというふうなことに一つの実績となるのが私は一番危惧しているところでございます。そういうふうな意味では、今、地方6団体、特にも地方3団体と言われる全国知事会、そして市長会、そして我々の上部団体であります全国町村会、その中でも大変議論になっているところでございまして、たった一度の地方と国との話し合い、1回しか協議していないと、それを一度の協議だけで国がそれを強行したというふうなことについては、今申し上げました地方3団体については強く抗議をしたところでございます。町村会におきましてもその報告を受けていまして、今後においても同様のことは絶対阻止すべきだということでそれぞれの会議の中で申し合わせをしているというところでございます。いずれ今回の問題につきましても、今後開かれる全国町村会の総会においても十分この辺の内容について議論すべきものですし、当然その中でも決議を申し上げ、きちんと国にはその内容について強く抗議すべきものというふうに考えているところでございます。

今後の地方自治がどうなるのか、危機と考えている、まさにそのとおりだというふうに思っています。我々は労働基本権、公務員は労働基本権というのがないというふうな中で、こうい

うふうな制度として確立されているものでございますので、これについてはきちんと国に申し上げて参りたいというふうに考えておりますし、当然地方自治のあり方については今のやり方といえますか、については堅持をして参りたいというふうに考えているところでございます。

あと、全国的に今回の要請を拒否している自治体があるということは承知しております。全国的に見ますと10%以下というふうな数字しか私共は把握しておりません。県内につきましては今回実施していないところについては数市町村あるというのも把握はしております。特にラスパイレスの関係でラスパイレ指数が100に満たない部分については、これは実施しないということでありまして、一部ラスパイレ指数が100以上の自治体も実施していないということについては、承知はしているところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

県内の数字でございますけれども、これは最終結果でございませぬので、今私が把握している内容でございますけれども、8月から実施する市町村が、この条例案件が可決していただければ平泉町、それから山田町というふうになってございますので、それらを加えますと多分21か22になるのではないかと考えてございます。いずれ、町長が言いましたとおり、実施しないと言っている自治体もございませぬ。ラスパイレ指数が100を切っている自治体と、それから今まで独自削減をしている自治体、それから沿岸被災市町村の一部について実施しないと言っている、宣言しているところもございませぬので、多分22か21市町村が県内では実施する、または実施しているという自治体の数になっているかと思っております。正確な数はまだ把握してございませぬ。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

よろしいですか。

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

新聞報道によると大槌がやらないという、低いですからね、それは分かっておりますが、いずれ今ラスパイレが出ましたから申し上げたいと思っておりますが、ラスパイレも総務省の要請文にあるのですね。国家公務員がこのように財源に当てるために7.8%削減したから地方公務員もそれにならえというような文言で書いているようでございます。先程言ったように要請ですが、全然要請ではなくて脅迫ですね、これは確実に。これはよく世間で言うマッチポンプみたいなものですよね。自分たちで7.8%、国家公務員の賃金を削って、それが地方公務員と平均にならなければおかしいのだなんていうような、要するに火事を起こして消防で消して、そして自分の手柄にするというような、そういうやり方の一つで大変悪意と申しますか、かなりあくどいといひますか、そういったような関係だと思っております。国家公務員、これは当然の、誰が考えたって

7.8%減じたわけですから差が出てくるのは当たり前の話なのですよね。差が出たのが悪いようなことを語って、国家公務員並みに下げろ下げろ下げろと、こういうもうその声だけというような、ラスパイレスそのものは賃金関係には特には関係ないわけですから、その辺のところをもうちょっと冷静に政府も判断すべきだと思うのですが、もう一緒くたにして、ならえ、ならえと、平均化せいというようなことを言っているように聞こえるわけですが、その辺のところをもう一度町長の見解をお聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

ラスパイレスという一つの比較する数値だというふうなことで、今までも議会の中でも様々話をしていただいております。このラスパイレスだけで比較するのがいいのかという部分が今、話題にもなっておりますし、この考え方を今後見直すという話も、ラスパイレスだけで比較するというこの考え方について議論になっているということでございます。これは国の場合は指定職俸給表を使っていたり、手当の問題、これについては大変差があるということがもう以前から言われておまして、この問題を含め総合的な給与体系のあり方について比較していかないといけないということで、ラスパイレスだけでは比較できないというふうに思っておりますし、それぞれの自治体では人員の削減をしているということです。当町におきましても、平成17年に合併議論があった際に相当の職員も減らしたままに今なっていると。それに基づいたそれぞれの計画を立てておまして、その評価については全く今回もですが、考慮していないというふうなことも一つ大きな問題ですので、それぞれの地方自治体の中身といいますか、中身も合わせて、この給与の問題については議論すべきだというふうに思っているところでございます。ですので、単純にラスパイレスがどうのこうのというふうな話にはなり得ない、そういうふうにございます。

以上です。

議 長（青木幸保君）

よろしいですか。

ほかにありませんか。

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

先程の町長の答弁聞いてますと、何かしら組合の代表者が話しているような内容で非常に残念に思います。町の財政を預かる町長がそういう考え方で、果たしてこれからの財政うまく運用できるのかどうか、ちょっと心配になります。非常に残念なことですね。

何点かちょっと確認したいので、ちょっと数字上の説明が全然ないので、これ。ちょっとこれ職員の怠慢ではないですか。こういうものを出す場合は、きちっとした数字上の根拠なりそういうものを出して説明してもらわないと分からないですよ。これはちょっと責任感してもらわなければだめですね。

まず一つ目、普通交付税減額という先程お話ありましたが、これの総額はいくらなのか、それと、この職員給与も含めて、町長、副町長、教育長も含めて、金額は大したことないのだろうけれども、トータルで減額した総額はいくらなのか、組合と妥結したからいいという話ではないですよ、町民としては。そんな甘ったるい話ではなくて、国からの交付税がいくら減額されて、給与減額がいくらなのか、そこをはっきり数字で出してください。

それから、これは予算絡みということであれば平成26年3月31日までの期間なはずですね。これ、期間限定なはずですよ。それはどこに書いてあるのですか、説明ないではないですか。

それからもう1点、先程来、ラスパイレス指数の話出ていますけれども、平泉町としてはラスパイレス指数は採用しないのですか。国なりマスコミなりは全てラスパイレス指数で県内の自治体全部比較しているのではないですか。そういう一般的な社会通念に対して反抗しているような考え方ではないですか。

それで、今回減額したとすれば、まだ可決していませんからね。ラスパイレス指数はいくらになるのか、そこを教えてください。こういう数字をしっかりと根拠として説明して初めてこういう条例というのは出すべきなのですよ。ほかの自治体はみんなやっていますよ。何で平泉町できないのですか。町長がやる気ないからではないですか、これ。ちょっと反省してもらいたいです。

以上です。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

ただいまの大内議員の質問にお答えいたします。

申し訳ございません。確かに数値を出さなかったのは私の不備でございます。次に控えてございます予算審議もございましたので、そちらの方でお答えしようかと思っていたところでございますので、ただいまご質問ございましたから説明を申し上げます。

今回の国の地方財政計画の中で削減されてくる地方交付税の総額につきましては、給与費の削減額といたしましては3,054万3,000円でございます。そのほかに、地域の元気づくり推進のための交付金として入ってくるものがございます。それが1,184万8,000円でございます。ただいま申し上げました額と前に申し上げました給与費の削減額を相殺いたしますと、実質減額が1,869万5,000円となるものでございます。

次に、今回の給与削減によりまして減額される総額でございます。

初めに特別職の削減額でございますが、121万5,000円でございます。一般職の削減総額が1,881万5,000円ございまして、合計で2,003万円の削減額となるものでございます。

それから削減期間でございますけれども、ただいま条例の中でもお話ししましたけれども、期間につきましては平成25年の8月から平成26年の3月までの8カ月間というふうに規定してございます。それらの予算総額につきましても、このあとに審議される予算の中に網羅している内容でございますので、ご了解いただきたいと思います。

それから最後でございます。ラスパイレス指数の関係でございますけれども、議員がおっしゃられたとおり、ラスパイレス指数については全国自治体の比較ということで採用されているものでございますので、平泉町につきましても採用しているものでございます。今回の削減に伴いましてのラスパイレスについては100.77となるところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

今の説明で何となく帳尻が合うような話になってはいますが、実は給与削減に対しては3,054万3,000円、これが国からの指示ですよ、交付税の減額分ですよ。1,184万8,000円というのは町の活性化とか何とかという項目ですね。そうすると、実際は3,054万3,000円を減額すべき金額ではないですか。それが2,003万円でなんかごまかされているような気がしてしょうがないのですけれども、それちょっとおかしいと思うのですが、どうなのでしょう。ちょっとその辺のもう少し具体的な見解をお願いします。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

国が地方交付税算定の中で、私が先程3,054万3,000円の減と言いました数値につきましては、これは国が実施いたしました7.8%の削減に合わせて見込んだそれぞれの数値だというふうに理解してございます。いずれ、ただいまお話ししました中で、それぞれ組合との交渉の中で実質削減という形のところまで同じような、それ以上のその水準に削減したわけでございましたけれども、そういう中での妥結を見たということでございます。それから実質的にこの削減額が住民サービスに影響を及ぼすものというふうに当局の中でも考えてございますので、この実質削減額を上回る削減を実施いたしまして、それをもって住民サービスの、今後の住民サービスの活用に当てていく財源とするというふうに考えているものでございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

ちょっと1,184万8,000円というのは、結局ほかの項目の分を充当したという考え方なのですね、どうもね。そうするとこの分が町民の福祉サービスについて、この金額は使えなくなってしまうわけですよ。ということは町民に対する負担なのですよ、これ。町民に対する負担が職員の給与に化けてしまったという話になってしまうわけですね。そうすると、これはちょっと町民が怒るのではないですか。3,054万3,000円を国からは減額してくださいと予算削られているわけですよ。であれば、素直に給与を減額する話で進めるのが普通の町長であり総務企画課長なのですよ。それができなかったということは、どういう責任とるのですか。いくら組合との交渉だ、交渉だと言って、町長の発言だって組合の代表みたいな話しているからね、町民はおかしいと思いますよ、

それ。ちょっと論理的ではない、全然説明なっていない。だって、町民が使うべき金額について町の職員の給与に転換するというだけの話ではないですか。そんなことでいいのですか、町民は怒りますよ。ということは町の職員の給与がそれだけ増えていると、減らすべきものを減らしていないから増えている、ほかの自治体から見ても増えている。100%超えているのですよ、ラスパイレス指数。ちょっとその辺は理解できないね、もう少し説明できる、町民に対して説明できる話をしてください。いいですか。お願いします。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

繰り返しになりますけれども、実質の交付税削減ということでサービスに利用すべき交付税の実質削減額、それを上回っているものでございますから、住民に対するご負担はかけないような対応をしているものと考えてございます。

それから、先程申し上げましたけれども、3,054万3,000円という形の削減額につきましては、国の削減率の7.8%に相当するものを国では想定してやっているものと思っております。実質的には当町のラスパイレス指数は106.8でございます。それら等を相殺しますと今回の削減額は、本来の当町のラスパイレスに近い削減額になっているものと認識してございますので、あくまでも実質的に交付税が削減される額のそれ以上の今回は努力をしたということでご理解をいただきたいと思えます。

議 長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

ちょっと納得できないのが、ラスパイレス指数が106.いくつから100.77まで下がったからいいという話ではないですよ。そんな説明できますか。それではまるっきり国家公務員より同じか、ちょっと高いぐらいのレベルだよという話ですよ。それはちょっとおかしいのではないですか。町長、どうですか。それ、ちょっともう一回説明してください。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

総務企画課長がお話し申し上げましたところとまた同じ話になるのですが、実質の削減額で今回それぞれ組合と交渉をして妥結したということです、実質です。それについてご理解はしていただかないと町民がどうのこうの、町民にもそれを当然お知らせをしますけれども、実質の削減額で今回の給与削減を実施するというのでございます。ラスパイレス指数というのは当然いくらになりますかということでご説明を申し上げたことでありまして、ラスパイレス指数をどうのこうのということの議論ではないということも併せてご理解願いたいと。あくまでも実質の削減額について職員の給料を削減したということです、そこを理解してもらわないと今回の削減する、していただく職員に対して私からしても説明つかないところがありますので、何とぞその

辺についてはご理解を願いたいというふうに思います。

以上です。

議 長（青木幸保君）

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時12分

議 長（青木幸保君）

再開をいたします。

引き続き質疑を行います。

ほかにごいませんか。

1番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

6月の定例会の方でも私も財政の方で町長に質問しているわけですが、今の出ました数字の中で国の削減額が3,054万3,000円ということで、ほかの元気づくり交付金と合わせた額、それが実質の今回の削減の額が2,003万円という額になっていますが、その差額の1,000万円を超える額はこういった形で財源を捻出するのかということをお聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

滝山副町長。

副町長（滝山秀樹君）

今回は町民と職員とに配慮した形ではありましたが、交渉の中で圧縮幅削減されましたけれども、それでも削減幅としては過去最大のものになっております。全て給与費で賄えなかった部分についてのご質問ですが、そこはいろいろ契約の方法をいくつか束ねたり、あるいは長期契約にするなどして捻出する、そういうやり方で経費を削減するなどの方法、実績を上げてきておりますので、それを更に続けるとか、あるいはこれからの8カ月間の財政運営の中でむだをなくし、できるだけ経費を節減するようなやり方を生み出していきたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1 番（升沢博子君）

もちろん、各地方自治体の独立性ということは町長もおっしゃっていることではあると思うのですが、国のやり方として確かに平成24年、25年、2カ年間にわたって国家公務員の7.8と、それに準ずる形で残っている本当に8カ月ということでの来年の3月までの削減額だと。やはり6月の一般質問でも質問したところではありますが、ほかの市町村との兼ね合いとか、それから平泉町の住民感情とか、そういったことを勘案した場合に、やはり住民サービスのところが私から

すれば一番心配するところでありますので、その辺はやはりはっきりした住民に対する説明というか、そういったところが求められているというふうに考えておりますので、そこはやはり断じて住民サービスは落とさない形で削減額を一般財源から引っ張ってくるという形になると思えますけれども、そこをきちんと考慮していただければと思っておりますし、ラスパイレスのところでも106から100.77という形には下がっておりますということですが、ほかの市町村の100、大体100ぐらいというところもあるようですので、その辺がそれでいいのかというところもやはり考えていただければというふうに思っております。どうでしょうか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

私も当然住民サービスという部分の低下というものを一番心配されておりますし、低下させないようなこれからの行政運営を努めて参りたいというふうに考えております。ラスパイレス指数につきましても、先程申し上げましたとおり、ラスパイレス指数が国とそれぞれの地方公共団体と、それを比較する数値ではないというふうに今議論もなっているところでございますので、その辺も十分兼ね合わせて今後検討して、住民にもどう知らせるかも含めて検討して参りたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（青木幸保君）

ほかにございせんか。

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

今までかつてない職員からの交渉の中で大きい下げ幅だということは評価するところだと思います。でも、先程来からお話しされている部分でその差額がありますね、その差額も、今、副町長、町長からも十分にサービスをするということを今、抽象的なお話でございましたけれども、主に住民サービスをどういう形でしているか、国では主な算定の事項というのが多分来ているのではないかというふうに思いますし、それから先程、地域元気づくり推進費というようにお話も伺いました。この推進費の内容と、それから算定事項になるような主な住民サービスについて、説明をしていただきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

まず、地域元気づくり推進費の内容ということでございますけれども、これにつきましては、特に指定されたこういうふうなものというようなことではございませんけれども、防災・減災事業並びに地域の活性化につながるような事業であればいいということでございます。それらは平泉町の今抱えている課題の中で、それらに該当するようなものがそれに当たってくるものだというふうに考えてございます。

それから、具体的な事業ということでございますけれども、今、想定できる中身で考えますと、例えば現在実施している事業もございますので、防災関係でございましたら災害時の地域防災計画の行動マニュアル等の作成がございますので、それらに充当することも可能でございますし、例えば道の駅関連、あるいはこれから想定される道の駅に生産する農産物の生産等にかかわる施策、あるいは待機児童等の児童クラブ等への対応施策とか、様々想定できるものはございます。いずれ、それらも含めて住民サービスでございますけれども、特に国が申し上げているのは一番最初に申し上げましたけれども、防災とか減災とか地域活性化につながるような内容のものであれば、特にこういうものであるというふうな形の指定はないということでございます。

それから、地域の元気づくり交付金の算定ということでございますけれども、これは単純な数式ではございません。概要を申し上げますれば、平成24年度のラスパイレス指数等に基づいて、国が定めたその計算式に基づいて国が算定した額がこの額でございますので、詳しくはそれは分析しなければ分かりませんが、いずれ平成24年度のラスパイレス指数等のかかわりから今回の地域の元気づくり事業については国が算定しているところでございまして、この額になっているというところでございます。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

まだまだ抽象的で具体的なところは見えてこないのですが、やはりどなたも話しているように、差額の1,000万円のところを住民にどのように分かりやすく説明してくれるかということが何よりだと思います。それから、できるだけ今までの契約をお金がかからないようにやっていくという話でございましたけれども、たびたびそういう話があって実現したことがなかなかないわけですね。ソフト事業もかなり、今、課長から言われている道の駅構想だとか、そういうふうな話もありましたけれども、ソフトの部分の部分を私から言わせるともっともっと大事で、教育や福祉のところの方が大事ではないかと。そうなりますと、そこは想定のできない金額が出てくるわけですね。そういう想定のできないところが出てきた場合は、どのように考えていくのかということもちょっとご説明していただきたいです。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

今のソフトの関係でございますけれども、いずれ想定のできないというか、事業費そのものを今のこの場では想定できませんけれども、実際的に実績としてその事業にかかわった事業費は出てきますので、それらをもとに地域活性化なり何なりに、地域元気にかかわる部分の事業費ということは最終的には算定というか、算出できるものということになろうかと思っております。いずれ、それを実施するためにかかった事業費がそのままそのソフト事業の事業費ということになるものであると思っております。

議 長（青木幸保君）

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

それでは、町民に対してですが、よくこういう簡単な言葉ですが、何かこういうふうに修理してくれとかこういう補助はできないかとか、こういうふうにして修理してほしいという、当局にとっては大変細かいことになるのだと思いますが、窓口に行くとお金がないので少し我慢してください、お金がないのでちょっと様子見ますとか来年度にしますというふうな話がよく町民から聞くわけですね。だから、そういうことのないような対応を是非心がけていただきたいということをお話ししておきたいと思いますが、その辺、どうですか。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

ただいまの質問された内容、ちょっと具体的なものが分からないので何とも言えませんけれども、いずれ町が管理している施設にかかわるようなものの維持管理等、例えばそれらの補修等にかかるものについてはその予算の中で対応はできるかと思いますが、新たに福祉であるとか教育であるとかというものの内容でございましたら、それぞれの担当課で再度、やはり公平性、住民への公平性等も考慮しなければなりませんので、条例、規則、要綱等の整備も必要になってくるかと思えます。それらが整備された中で予算化できるものについては対応できるものと考えてございます。

議 長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

先程の関係で給与削減額のところで、先程説明あった地域活性化に使える地域づくり推進費、これを含めた額で実質さもさも削減したという話になっていますが、この部分は防災、減災に使うと今説明されました。そうすると、これは人件費とは別な金額ですよ。そこら辺の説明はどうするのかということと、職員給与、国家公務員7.8ですが、当町では教育長などは7%、職員においてはこの給与表から見ると7.8どころではない、3.4なり6.8、これら、給与表によってなされておるわけですが、結果として先程議論ある1,000万円の部分は、副町長のお話ですと、これからの施策なりでそれらを補完するというのですが、この補助金の関係と当町における目標にされている7.8から大きくずれても、なんかさも今までにないことをしたことは確かなのですが、それでも過去に議員の報酬も下げた時に職員賃金も下げる話があったのですが、それもやられていない、実施してこなかったという過去のことからも比べても、ちょっとここら辺、甘すぎると言わざるを得ないと思うのですが、その辺、お願いいたします。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

ただいま質問にお答えいたします。

先程申し上げました3,054万3,000円の中には確かに国の削減率に対応したような形の削減額とはなっておりますけれども、実質的には国の方から要請されている内容につきましては、国と同等レベル以下に削減するのであれば努力しているというふうに認めるというような形でございますので、他の市町村におきましてもラスパイレス指数100というものを目指した経緯だと思っております。ただ、今回、当町はラスパイレス指数100を切る状況には至ってはございませんけれども、それに近い数値とは実質的には最終的には実質の交付税削減という形のものをお考えまして組合とも交渉した経緯でございます。いずれ7.8%削減している県内の自治体は、岩手県は実施しているかと思っておりますけれども、同じくしているかと思っておりますけれども、市町村については7.8という形で削減しているところは市町村についてはございませんので、いずれラスパイレス指数100ということを目指しながら他の市町村も実施してきたというふうな内容でございます。いずれ、3,000万円と実質的な削減額との1,000万円とのその差については、先程副町長が申し上げましたとおり、今後の施策展開の中で極力努力をしながら、生み出していきながら、それに回していくような財源にしたいというふうにご考えているところでございます。

議 長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

そうしますと、今回の削減は、町長が言っているラスパイレスは関係ないよと言いながらも、国はラスパイレスを指標として減額をなささいよという要請に応えたわけなのですよ。それも100を下らなかったという、この件についての部分を、要請額に達しているからいいという今のお話でございますけれども、そこら辺の絡みでもう一度お聞きしたいと思っておりますが、それと今までも人事院勧告があるからということ、それにならったことをやってきたわけですが、それがこのラスパイレスで見るとやはり多市町村と比べると高い状態があると。その高い、低いが課長の話ですと総体的な部分だとは言うのですが、町民から見るとやはりそんなにサービスしてもらっているのかという感覚がどうも乖離しているように思われるのですが、そこら辺、町民の感覚が正しいかどうか分からないのですが、先程来、給与ですから基本的な部分ですから、その部分を今後、人勧に沿わない形で国がやってくることも想定される時に、町長はどのような判断でそれに対応していくのかもお聞かせ願いたいと思っております。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

職員の部分でそれぞれ住民へのサービス、その感覚はどうかというふうなお話ですが、よけいに今までも職員としては住民サービスに心がけていただきたいというふうなお話もしながら、今後も住民サービス、本当に町民の方々から評価されるような部分、これからも努めて参りたいというふうにご考えております。

国の今後の想定ですね、これは全く私共には情報入ってきておりません。ですので、現時点でというふうな話にはなり得ない部分なのかと。また、これから出されると思いますが、国の人事院勧告がどういうふうな形で出るのか、その辺は注視しながら見ていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

全然答えになっていないと思うのですが、そうするとラスパイレスはもう違うのですよとある議員に言っているわけですが、それに代わるものを町長はお持ちなのかどうか、それを今後、何に基づく、先程来見守ると、人勧についてもどうなるか分からないので見守る、ラスパイレスについてはもう違うのですよと言いながら、手当て等も含めた部分で総体的に評価してもらわないと困るというような発言ですが、それら実質、何もない中で、それでは来年あたりからはやるつもりなのかどうかお聞かせ願いたいと思いますし、そうすると今回、当町に要請された額は、それではいくらだったのですか、最終的にですね。お聞かせ願います。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

国から当町へ要請された額というものはございません。国に準じた形でお願いしたいという形でもございました。ただ、その7.8%という削減額については、地方にとっては対応しきれるような額ではないということも国の方では確認しているところでございまして、先程申し上げているラスパイレス指数というものがそこから出てきたものでございまして、ラスパイレス指数が100を、また100を切るような基準であれば、国と同等の削減をしたものと同じであるというふうなことが総務省の幹部の方からお話しされているところでございましたので、平泉町でもすけれども、最終的には交付税削減額という形で町長がお話ししたとおりでございますけれども、交渉の段階ではラスパイレス指数と両睨みの形での交渉をしてきたところでございますし、他の自治体におきましてもラスパイレス指数100というところを目指しながら実施してきたものであると認識しております。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

ラスパイレス指数の関係についてお答えを申し上げますが、先程、ラスパイレス指数は今の状況では国の給与水準と地方というか、それぞれ自治体の水準を比較するものとして今ありますので、それは決して変えるとかそういうふうなことではありません。ただ、判断の中で今、議論されているというのは、ラスパイレス指数だけが給与の比較ではないというのが今、議論されているということをお話を申し上げただけでございますし、その中でも申し上げました、当然現在の

ラスパイレス指数のほかに人員ですね、人員の状況についても考慮していただければよかったかという話をただけでございます。先程申しました今の人員の数字も相当削減しておりますし、その部分も考慮していただければというふうな話をしたものでございます。

以上です。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第38号、平泉町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第6、議案第39号、日程第10、議案第43号まで、補正予算案件5件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、議案第39号から議案第43号までの補正予算案件5件につきまして、それぞれ提案理由をご説明申し上げます。

議案書4ページをお開き願います。

議案第39号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成25年度平泉町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,835万5,000円としようとするものでございます。

次に、14ページをお開き願います。

議案第40号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成25年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,168万円としようとするものでございます。

次に、17ページをお開き願います。

議案第41号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成25年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億463万7,000円としようとするものでございます。

次に、20ページをお開き願います。

議案第42号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成25年度平泉町の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ25万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,292万5,000円としようとするものでございます。

次に、23ページをお開き願います。

議案第43号、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、平成25年度平泉町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第2条、平成25年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち収益的支出の予定額を次のとおり補正する。支出、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用38万2,000円の減。第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費38万2,000円の減。

以上でございます。よろしくご審議をお願いを申し上げます。

議長（青木幸保君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

議案第39号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第2号）について、担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第39号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせ

ていただきます。

それでは、裏のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明をいたします。

初めに歳入でございます。

18款繰越金、1項繰越金1,000万円、これは前年度からの繰越金でございます。

歳入合計1,000万円。

次に、議案書5ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

第1款議会費、1項議会費46万4,000円の減。

2款総務費2,400万4,000円、1項総務管理費2,555万1,000円、これには特別職給料72万4,000円の減額、職員給料247万7,000円の減額、財政調整基金積立金2,942万8,000円の増額が含まれております。2項徴税費117万9,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費20万2,000円の減、5項統計調査費16万6,000円の減。

3款民生費324万1,000円の減、1項社会福祉費151万円の減、2項児童福祉費173万1,000円の減。

4款衛生費、1項保健衛生費223万4,000円の減。

6款農林水産業費、1項農業費158万5,000円の減。

7款商工費、1項商工費58万4,000円の減。

8款土木費130万4,000円の減、1項土木管理費71万3,000円の減、2項道路橋梁費18万5,000円の減、4項都市計画費24万6,000円の減、5項住宅費16万円の減。

9款消防費、1項消防費19万7,000円の減。

10款教育費439万5,000円の減、次に5ページの裏をお開きください。1項教育総務費110万1,000円の減、これには職員給料61万3,000円の減額が含まれております。2項小学校費75万6,000円の減、3項中学校費20万4,000円の減、4項幼稚園費40万4,000円の減、5項社会教育費193万円の減。

歳出合計1,000万円。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第39号、平成25年度平泉町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

次に、議案第40号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

議案書の14ページをお開き願います。

議案第40号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）について補足説明をさせていただきます。

14ページの裏をお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。款項同額補正でございますので項の補正額にてご説明申し上げます。

歳入、1款使用料、1項駐車場使用料22万円の減でございます。これは町営駐車場使用料の減でございます。

歳入合計22万円の減でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費22万円の減でございます。これは給与改定に伴います職員の給与、共済費の減となっております。

歳出合計22万円の減でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第40号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

次に、議案第41号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書17ページでございます。

議案第41号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

17ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金18万4,000円の減。

歳入合計18万4,000円の減。

次に歳出でございます。

1款下水道事業費、1項下水道事業費18万4,000円の減。

歳出合計18万4,000円の減。

これは一般職の職員の給料の減額によるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第41号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

次に、議案第42号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書20ページでございます。

議案第42号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

議案書20ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金25万円の減。

歳入合計25万円の減。

次に歳出でございます。

1款水道事業費25万円の減、1項水道管理費17万9,000円の減、3項水道事業費7万1,000円の減。

歳出合計25万円の減。

今回の補正は、一般職の職員の給料の減額によるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第42号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議 長 (青木幸保君)

次に、議案第43号、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算(第2号)について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長 (鳥畑正彦君)

それでは議案書23ページでございます。

議案第43号、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

議案書23ページの裏の平成25年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。項目同額の場合は目の補正額でご説明をいたします。

支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費38万2,000円の減。

支出合計38万2,000円の減。

今回の補正は、一般職の職員の給料の減額によるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 (青木幸保君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第43号、平成25年度平泉町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

以上で本臨時会に付託された議案が議了しました。

閉会の宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成25年第2回平泉町議会臨時会を閉会します。

ご苦勞様でした。

閉会 午前11時53分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署 名 議 員 寺 崎 敏 子

同 高 橋 幸 喜